

JICA事業における障害主流化の推進 分野別ガイダンスノート

社会保障

目次

1. 障害者と社会保障に関する基本的理解	1
2. 社会保障分野における障害主流化の重要性	3
3. 障害の視点から見る社会保障分野の問題	5
4. 事業における障害主流化の実践	7
巻末資料 1: 社会保障分野において障害者のアクセスや参画を阻む障壁	15
巻末資料 2: 障害主流化の取組事例(社会保障)	17
参考文献	19

基本を理解したい方は [1・2・3](#) を、

障害主流化に関する具体的なステップを知りたい方は [4](#) をご参照ください。

《ガイダンスノートが対象とする主な取組領域》

本ガイダンスノートでは、社会保障・障害と開発分野の JICA グローバル・アジェンダ(課題別事業戦略)に基づき、以下の 3 分野を主な取組領域とします。3)雇用・労働環境改善については、脆弱層を対象にした就労支援に焦点を当てることとし、障害に特化した障害者就労支援や労働環境改善は本ガイダンスノートの対象に含みません。

- 1 社会保険制度構築:年金、雇用保険、労災保険等の社会保険制度
- 2 社会福祉の推進:子ども、障害者、高齢者、生活困窮者等への社会福祉サービス
- 3 雇用・労働環境改善

なお、医療保障(医療保険)については、「保健医療」分野ガイダンスノートもご参照ください。

1. 障害者と社会保障に関する基本的理解

社会保障分野における障害主流化を推進する上で欠かせない、基本的な考え方について解説します。

(1) 障害インクルーシブな社会保障制度

- 従来の社会保障制度は、障害者を「保護の対象」として捉え、所得保障や施設による支援が中心でした。しかし、2006年に国連で採択された障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）は、障害者を、社会において積極的に参加し、貢献する権利を有する主体として明確に位置づけています。
- この理念に基づき、国際社会は、障害者の権利を保障し、社会への完全な参加とインクルージョンを支援する仕組みとして障害インクルーシブな社会保障制度を構築することが求められています。
- この考え方は、2019年に国際労働機関（ILO）や国際障害同盟（IDA: International Disability Alliance）などが発表した共同声明にも示されています [1]。

(2) 障害関連費用

- 障害関連費用とは、障害者やその家族が日常生活を送るために必要な支援やサービスにかかる費用を指します。障害関連費用は、障害者の社会保障を考える上で欠かせない要素です。
- 障害関連費用を適切に補償・支援することにより、障害者が自立し、社会に積極的に参加できる環境が整えられます。したがって、社会保障制度においては、障害関連費用の把握と対応が重要な課題となります [2]。

《障害関連費用》 [2]

種類	内容
直接経費	<ul style="list-style-type: none"> • 医療費、交通費（公共交通機関を利用しにくい）、障害児保育サービス、住宅費（バリアフリーな居住環境への転居、障害のある子どもの教育やリハビリテーションのための転居） • 車いす、点字読書機器、リハビリテーション、ソーシャルサポート（介助や手話通訳）を含む障害に特化した支出
間接経費	<ul style="list-style-type: none"> • 教育や雇用へのアクセスにおける差別による低所得 • 無償のケアやサポートの提供による家族（特に女兒や女性）の機会費用（教育や就労の機会が制限され、社会的・経済的に直接的・永続的な影響を及ぼす）

(3) 障害者に係る社会保障施策の体系

- 下図は、障害者に係る社会保障施策の体系を示したものです。1) 現金給付、2) 現物給付、3) 関連施策との連携に分類されます。これらは、所得保障、保健医療・障害関連費用の補償、他サービスへのアクセス改善といった機能を担い、一般施策と障害に特化した施策で構成されています。
- 現金給付は拠出型と非拠出型に分かれ、現物給付は支援サービスと減免措置に分類されます。
- 各国は、これらを組み合わせて障害者の多様なニーズに対応する社会保障制度の構築を進めています。

《図：障害者に係る社会保障施策》

種類	ライフサイクル			機能
	子ども	成人期	老年期	
現金給付	貧困手当、公共事業(cash for work)			所得保障
	児童／家族手当	失業手当、産休・育休手当 障害所得補償給付	高齢者手当	
	障害給付／追加給付／障害者控除等各種控除			保健医療／ 障害関連経費の補償
	介助者手当			
現物給付	支援サービス 地域生活支援(介助者、通訳者、カウンセリング、レスパイトケア) 保健医療(医療費補助、早期介入、リハビリテーション、補助器具)			保健医療／ 障害関連経費の補償
	減免措置 (交通費補助、光熱費補助、補助器具)			
関連施策	発達支援、子どもの保護、教育	経済的エンパワメントプログラム、職場復帰支援プログラム、女性のエンパワメントプログラムなど		他のサービスへのアクセス改善

出所: [2]を基に作成

2. 社会保障分野における障害主流化の重要性

(1) 障害者のリスクに 대응する社会保障

- 障害者はライフサイクルを通じて多くのリスクに直面し、その頻度や影響の大きさは障害のない人々と比べ顕著です。社会保障制度は、障害者の生活と権利を守り、所得や機会の不平等を是正するとともに、社会参加とインクルージョンを促進する上で不可欠な役割を果たします。
- 障害者は、医療・教育・就労など多くの分野で制度的・物理的・情動的な障壁に直面し、これらは複合的に作用しています。さらに、支援サービスや補装具など障害関連費用が加わることで、経済的負担が増し、貧困リスクが高まります。こうした状況は、障害者本人だけでなく、ケアを担う家族（特に女性や少女）にも影響を及ぼし、世帯全体の脆弱性を高めています。

《障害者がライフサイクルを通じて直面する主なリスク》 [1], [3]

貧困率の格差

障害者の貧困率は障害のない人より高く、障害関連費用を考慮するとさらに深刻
多次元貧困指数でも障害者の方が高く、障害者は 80%、障害のない人は 60%

障害のある子どものリスク

障害のある子どもは、施設入所の可能性が最大 17 倍、暴力被害の可能性が約 4 倍高い

若者の NEET¹率

障害のある若者の NEET 率は約 50%で、障害のない若者の 2 倍。成人期の支援減少も貧困リスクを高める

障害者の就労困難

障害者の雇用率は 27%で、障害のない人の半分以下。特に女性障害者は正規雇用の機会が限られている

高齢期の障害と支援不足

60 歳以上の約 46%が障害を有し、支援ニーズの増加に対して支援確保が困難になる傾向がある

¹ Not in Education, Employment, or Training (教育・就労・職業訓練に参加していない者)

(2) 持続可能な開発目標(SDGs)達成への貢献

- 社会保障分野における障害主流化は、SDGs の達成に大きく貢献します。特に、SDGs の貧困撲滅(ゴール1)、健康(ゴール3)、ジェンダー平等(ゴール5)、経済成長・雇用(ゴール8)、格差是正(ゴール10)の達成に重要な役割を果たします。
- 特にゴール1(貧困撲滅)のターゲット1.3と指標1.3.1では、障害者を含むすべての人への社会保障の重要性が明記されています。

ターゲット1.3 各国において最低限の基準を含む適切な社会保護制度および対策を実施し、2030年までに貧困層および脆弱層に対し十分な保護を達成する

指標1.3.1 社会保護制度によって保護されている人口の割合(性別、子ども、失業者、年配者、障害者、妊婦、新生児、労務災害被害者、貧困層、脆弱層別)

(3) 障害者権利条約の履行 [4]

- 障害者権利条約は、障害者の生涯を通じた社会参加とインクルージョンを実現する上で、社会保障制度が果たす重要な役割を明確に位置づけています。
- 第28条「相当な生活水準および社会的な保障」では、障害者の尊厳ある生活のための社会保障への平等なアクセスを義務づけています。
- 第19条や第20条も、地域生活や移動支援の保障を求めており、社会保障制度の整備が条約履行に不可欠です。

(4) JICA グローバル・アジェンダ達成への貢献 [5]

- 「社会保障・障害と開発」分野における JICA グローバル・アジェンダは、すべての人々が包摂される社会の実現を目指し、特に障害者を含む脆弱な立場にある人々の生活と権利を保障する社会保障制度の構築を重要な目標としています。
- この目標の達成には、社会保障分野における障害主流化の推進が不可欠です。障害者が制度の周縁に置かれることなく、制度設計の段階から一貫して障害の視点を組み込み、障害者とそのプロセスに参加することで、生活の安定と社会参加の機会が確保されます。

(5) 共同声明「障害者の完全かつ効果的な参加を支援する包括的な社会保障制度に向けて」(2019年) [1]

- 2019年、国際労働機関(ILO)、国際障害同盟(IDA)、JICAを含む20の国際組織が、障害者の完全な参加を支える包括的な社会保障制度の構築に向け、共同声明を発表しました。声明では、障害者のリスクと脆弱性に対応する手段として社会保障の重要性を強調し、制度改革の方向性を提言しています。

3. 障害の視点から見る社会保障分野の問題

(1) 社会保障における障害者のカバレッジギャップ（2023年データ） [6]

《障害者の現金給付受給率》

- 世界の重度の障害者のうち、現金給付を受けているのは 38.9%
- 所得別では、高所得国 85.6%、高中所得国 50.0%、
低中所得国 19.1%、低所得国 3.3%
- 地域別²では、アフリカ 8.1%、アラブ諸国 15.9%、南アジア 19.2%と低水準

- 開発途上国では、貧困状態にある障害者が多いにもかかわらず、所得保障が十分に機能していません。多くの国では障害給付が拠出型制度に依存しており、その結果、障害のある子ども、無職の障害者、インフォーマルセクターで働く障害者は対象外になりやすいといった課題があります。
- 2023年時点で、無拠出型制度（社会福祉給付）を導入している国は全体の36%にとどまり、その多くが所得審査を条件としています。
- 普遍的な制度は少なく、障害者の包括的な所得保障の実現には、制度の抜本的な見直しが求められています。

(2) 障害者に対する社会保障の支援水準と内容の不十分さ [1] [2] [3]

- 多くの低中所得国では、障害者に対する現金給付が所得保障として不十分であり、障害関連費用が考慮されていない制度が大半を占めています。
- また、社会保障の給付額や受給資格を決定するために世帯単位で所得を算定する仕組みには課題があります。世帯全体の所得が基準を満たしていても、障害者本人に収入があるか、また介助費や補装具、医療費などの必要な費用が世帯内で十分に確保されるかは別問題です。その結果、障害者が家族内で不利な立場に置かれることがあります。
- さらに、介助者や手話通訳などの支援サービスも制度的に整備されておらず、家族、特に女性や少女に大きな負担がかかっています。
- 補装具や福祉機器へのアクセスも限られています。世界では、補装具や福祉機器を必要としている人のうち実際に利用できるのは5~15%にすぎません。

² ILO の地域区分

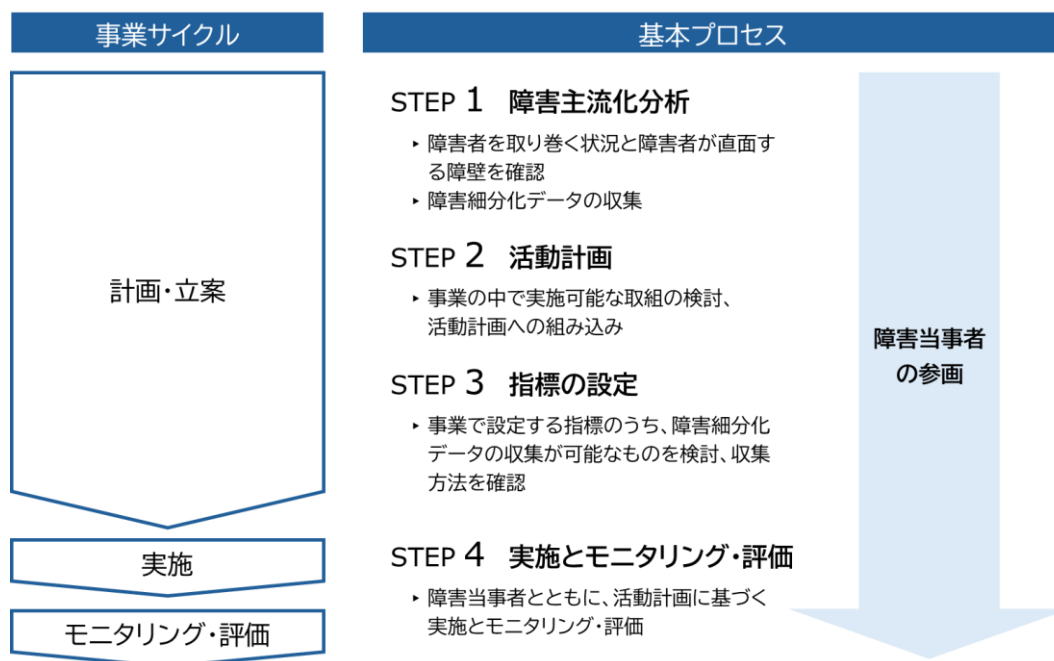
(3) 社会保障システムの設計に関する問題

- 多くの制度では、障害給付の条件として「就労不能」であることが求められていますが、実際には就労している障害者も多く、障害関連費用を抱えています。就労の有無にかかわらず、すべての障害者を対象とする包括的な制度設計が必要です。
- 障害者を「保護の対象」とする医療モデルや慈善的支援は、本人の意思や自立を軽視し、地域からの隔離や差別を助長する恐れがあります。権利に基づくアプローチへの転換が求められます。
- 障害認定は支援の必要性を判断する重要な仕組みですが、多くの国では、障害認定が医学的診断に依存しており、実際の生活上の困難や支援ニーズが十分に反映されていません。その結果、支援が必要な人が制度から排除されることがあります。また、医療資源が限られた地域では、認定そのものが障壁となり、必要な支援にアクセスできない状況が生じています。

4. 事業における障害主流化の実践

- 事業における障害主流化とは、各事業の計画、実施、モニタリング、評価のすべての段階に障害の視点を取り込み、実践することです。本ガイドンスノートでは、下図の基本プロセスで示す 4 つの STEP で障害主流化の実践方法を紹介します。
- STEP 1～3 が事業サイクルの事業形成段階、STEP 4 が実施・終了後の段階にあります。事業終了までのすべての STEP を念頭に置きつつ、特に事業形成段階において障害主流化に取り組むことが重要です。
- なかでも、相手国政府からの要請書取り付けの段階において、障害主流化の取組や障害者が排除されるリスクについて、カウンターパートや JICA 現地事務所と協議を行うことが大切です。

《図：事業における障害主流化の基本プロセス》



- 技術協力、有償資金協力、無償資金協力の事業サイクルと各 STEP の関係性は下表のとおりです。

スキーム	事業サイクル	STEP
技術協力	基礎情報収集・確認調査、詳細計画／基本計画策定調査の特記仕様書作成時	STEP 1(分析)
	R/D における Main Points Discussed(障害主流化に関する取組)、PDM、事前評価表作成時	STEP 2(活動計画) STEP 3(指標設定)
	本体事業特記仕様書作成、事業実施、モニタリングシート確認時	STEP 4(実施、モニタリング・評価)
有償資金 協力	基礎情報収集・確認調査、協力準備調査の特記仕様書、 案件計画調書①作成時	STEP 1(分析)
	M/D、案件計画調書②③、審査調書、事前評価表作成時	STEP 2(活動計画) STEP 3(指標設定)
	事業監理、Project Status Report 確認時	STEP 4(実施、モニタリング・評価)
無償資金 協力	基礎情報収集・確認調査、協力準備調査の特記仕様書、 案件計画調書①作成時	STEP 1(分析)
	M/D、案件計画調書②③、事前評価表作成時	STEP 2(活動計画) STEP 3(指標設定)
	事業監理、Project Monitoring Report 確認時	STEP 4(実施、モニタリング・評価)

STEP 1 障害主流化分析

- 事業の計画・立案時に、障害主流化分析を実施し、分野における障害者を取り巻く状況と障害者が直面する障壁を明らかにします。また、ターゲットグループに関し、障害細分化データを収集します。
- 障害主流化分析を通じて、事業の設計において障害者が排除されるリスクがないか、あるいは障害者に対して不利益や負の影響を及ぼす可能性がないかについても、十分に検討・確認してください。

JICA 国別障害関連情報には、JICA が事業を実施する 55 か国の障害に関する情報が国別にまとめられています。事業対象国のものがある場合は、まずそちらを確認されることをお勧めします。

1) 考える：事業と障害との関連性を考える

- 障害とプロジェクトとの関連性を明確にします。プロジェクトのどの部分が障害者と特に関連性が高いかを検討しましょう。

2) 尋ねる：障壁について、障害当事者(団体)に尋ねる

- 事業が対象とする社会保障プログラムへの障害者のアクセスや参画を阻む障壁は何か、障害当事者(団体)に意見を尋ねてください。その際には、多様な障害種別の障害当事者や女性障害者等に、幅広く意見を尋ねるようにしましょう。
- そして、後述の STEP2~4 への参画も依頼してみましょう。
すべての段階において、障害当事者に参画してもらうことが大切です。

CHECK

障害当事者(団体)へのヒアリング方法を含め、共通ガイドンスノートでは、「4. 障害主流化の実践の具体的方法」で以下を紹介しています。ぜひご参照ください。

- ▶ 障害当事者の参画の方法
- ▶ 障害当事者の参画の形態
- ▶ 基礎的環境整備と合理的配慮
- ▶ 情報保障とアクセシブルフォーマットでの情報提供
- ▶ インクルーシブなイベント(会議、セミナー、研修等)の実施

- 以下は質問の例です。
 なお、障壁(例)については巻末資料 1 に整理していますので、参考にしてください。

障壁	質問(例)
制度的障壁	<ul style="list-style-type: none"> • 現在の制度設計において、障害者の参加を阻む障壁にはどのようなものがあるか (例: 就労できないと判断された障害者は公共事業の参加対象者から除外されている、プログラム参加に必要な障害関連費用が考慮されていない、等)
物理的障壁	<ul style="list-style-type: none"> • 手続きを行う行政機関へのアクセスを阻む障壁には、どのようなものがあるか • 手続きを行う行政機関の建物の障壁には、どのようなものがあるか
情報面の障壁	<ul style="list-style-type: none"> • 社会保障サービスに関する情報にアクセスできない時は、どのような障壁があるか • 手続きや申請時に、どのような障壁があるか(例: 筆談を拒まれる)
態度や意識上の障壁	<ul style="list-style-type: none"> • プログラムの参加やサービス受給を妨げるような、窓口の職員や家族の意識・態度にはどのようなものがあるか

3) 確認する： 障害細分化データ³を収集する

収集項目	情報源
<ul style="list-style-type: none"> • 事業が対象とする社会保障プログラム参加者の障害者比率 (例: 貧困対策プログラム参加者に対する障害者の割合) • 事業対象地域のターゲットグループの障害細分化データ • 社会保障制度から周縁化されているグループ (女性障害者、特定の民族、障害児等) 	<ul style="list-style-type: none"> • 政府統計 • 障害者に関わる省庁の報告書等 • 障害当事者(団体)へのヒアリング

³ 性別や年齢別のデータと同様の、障害の有無や機能障害別等のデータのこと。

4) 調べる：分野における障害者を取り巻く状況を確認する

収集項目	情報源
<ul style="list-style-type: none"> 社会保障に関する法律、政策、戦略、行動計画などにおける障害者や障害インクルージョンの視点に立った内容の有無 	<ul style="list-style-type: none"> 政府文書
<ul style="list-style-type: none"> 障害者権利委員会による総括所見(Concluding Observations)における第 28 条に関する記載事項 	<ul style="list-style-type: none"> 障害者権利条約総括所見 ※障害者権利条約の検索画面 (States parties reporting) で国と文書の種類を指定
<ul style="list-style-type: none"> ステークホルダー：実施におけるリソースおよび連携先 障害者に関わる省庁・担当部署 障害当事者団体 JICA による障害と開発分野の活動実績（技術協力、草の根技術協力、JICA 海外協力隊等） 障害と開発分野に国際協力実績のある国際援助機関や他二国間援助機関 	<ul style="list-style-type: none"> JICA 国別障害関連情報

STEP 2 活動計画 《事例は巻末資料 2 を参照》

- STEP 1 の障害主流化分析で確認した、分野における障害者を取り巻く状況と障壁を踏まえ、事業の中で実施可能な取組を検討し、活動計画に組み込みます。
- また、事業全体の計画にあたっては、事業の目的や計画が障害者のインクルージョンと参加を促進するものであり、障害者の隔離や孤立を助長するものにならないよう留意しましょう。

《障害主流化の取組(例)》

※優先かつ実現可能な項目を、障害当事者(団体)を含む関係者等と協議して決定する。

障壁	取組例
制度的障壁	<ul style="list-style-type: none"> 制度設計や見直しにおける障害当事者の参画 障害者のアクセシビリティの確保や、申請・手続きに必要な付加的費用のための予算配分 年齢、性別、社会経済指標で細分化した障害統計データの整備
物理的障壁	<ul style="list-style-type: none"> 市民の身近な場所で手続きができるワンストップセンターの設置 申請・手続きのオンラインシステムの開発 アウトリーチ・システムの開発(外出が困難な重度障害者等、状況に応じてアウトリーチによる情報提供、申請・手続きを可能にする) 代理人による申請・手続きを可能とするような柔軟な制度設計 手続きを行う行政機関のバリアフリー化と障害配慮(1階に手続き窓口を開設するなど) 申請・手続きに必要な付加的費用の補助 待ち時間や手続き時間の短縮
情報面の障壁	<ul style="list-style-type: none"> アクセシブルフォーマットによる情報提供(点字、音声読み上げ、字幕や手話通訳付き動画、イラストを用いた分かりやすい表現など) 多様な手段による情報提供(書面、ウェブサイト、ラジオ、障害当事者団体等の市民団体を通じた情報提供、ソーシャルワーカーによるアウトリーチなど) アクセシブルフォーマットによる申請・手続きの対応 申請・手続きを行うための支援サービス(ボランティア含む)の配置(同行援助、情報保障支援) 多様な手段による苦情申し立ての仕組みの確立
態度や意識上の障壁	<ul style="list-style-type: none"> 行政職員に対する障害と人権に関する研修の実施(障害者の権利、インクルージョンの原則、無差別でアクセシブルなサービス提供の方法など) 業務マニュアルへの障害者のアクセシビリティ確保に関する内容の追加

出所: [2] [1] [7]等を基に作成

STEP 3 指標の設定

- 事業で設定する指標（プロジェクト目標および成果の指標）のうち、障害細分化データの収集が可能なものを検討し、収集方法を確認します。

《例》

プロジェクト目標の指標として「現金給付受給世帯数」が設定されている場合、「障害者を含む世帯数」を障害細分化データとして設定する。

- また、STEP 2 で計画した取組によって期待される成果（変化）を測る指標を検討し、既存の指標に統合、または追加します。以下は障害の視点を組み込んだ指標例です。

指標例

- 政策文書（制度、戦略、ガイドライン等）の策定過程における障害当事者へのコンサルテーションの有無、実施した場合のコンサルテーションの概要
- 障害視点が反映された政策文書の有無／数
（障害者のアクセシビリティ確保、アクセスに必要な付加的費用のための予算配分など）
- 事業が対象とする／実施する社会保障サービスの利用者の障害者比率
- 社会保障サービス窓口の行政職員の障害と権利に関する理解度
- アクセシビリティ（情報保障を含む）が改善された手続き窓口の有無／数
- アクセシブルフォーマットで提供された情報や広報資料の有無／数
- 多様な手段による情報提供や苦情申し立て手段の有無／数
- 行政職員研修やマニュアルへの障害と権利に関するコンテンツの追加

STEP 4 実施とモニタリング・評価

- 活動の実施とモニタリングにあたっては、障害当事者（団体）と連携し、活動内容が適切か、実施する活動、成果品、サービスがアクセス可能か、また利用しやすいかを確認しましょう。
- また、事業の活動の広報や実施が、障害者の多様性を尊重し、障害者の尊厳、権利、可能性を促進する形で行われているかについても十分留意してください。
- 評価にあたっては、障害主流化の視点に立った取組の実績とそれらの実施プロセス、および効果を確認します。以下の表は、障害主流化の視点に立った設問の例です。

《障害主流化の視点に立った設問例》

評価 6 項目	設問例
妥当性	<p>相手国の開発政策・開発ニーズ</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害主流化の取組が、相手国の障害政策あるいは当該分野の政策で掲げられた優先取組とその内容に合致しているか <p>事業計画やアプローチの適切性</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業形成時に、障害主流化について検討が行われたか 案件形成時に、障害者や障害当事者団体からの情報収集が実施されたか 事業実施プロセスにおいて、障害当事者の参画が推進されたか 特定の障害の種類や、特定の障害者のグループ(女性障害者、少数民族、マイノリティなど)を排除しない方法が取られたか
整合性	<p>日本政府・JICA 開発協力方針との整合性、JICA 内の他の事業との連携</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害主流化の取組は日本および JICA の方針に整合していたか。 障害主流化の取組を推進するために、JICA の他事業と連携がなされたか <p>国際的枠組み等との協調</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業は障害者権利条約に整合していたか 障害主流化の取組が、SDGs などの国際目標の達成に貢献したか
有効性	<ul style="list-style-type: none"> 障害主流化の取組により、障害者に対して達成された成果はどの程度か 障害主流化の取組は、事業目的・成果の達成に貢献したか
インパクト	<ul style="list-style-type: none"> 障害主流化の取組により、正の長期的あるいは間接的効果が生じることが予想できるか (例: 障害者のリーダーシップの醸成、障害者の意思決定過程への参画、制度の改定など) 障害主流化の取組を実施しなかった、あるいは障害主流化分析が不十分であったために、負の間接的効果は発現していないか (例: 障害者に対する差別やスティグマの助長など)
効率性	<ul style="list-style-type: none"> 障害主流化の取組は、計画された予算・期間の下で達成されたか 障害者など特定の集団の利用を想定しないことで事業効率性を優先していないか
持続性	<ul style="list-style-type: none"> 障害当事者(団体)が、今後も障害主流化のプロセスに関わるか 障害者に対し達成された成果の継続が適切に計画されているか 事業で確立した行政サービスや制度は、障害者の平等と参加を確保した形で今後も波及・維持されていくか

巻末資料 1: 社会保障分野において 障害者のアクセスや参画を阻む障壁

障害者は社会保障サービスの利用において、制度的・物理的・情報面・態度的な複合的障壁に直面しています。多くの制度が医療モデルに基づいており、障害者の自立や社会参加を妨げています。障害者の権利に基づく制度設計には、こうした障壁を体系的に把握し、排除のリスクを最小化する視点が不可欠です。

《社会保障制度において障害者が直面する障壁》

障壁	具体例
制度的障壁	<ul style="list-style-type: none"> 医療モデルに基づいた制度設計と障害認定：社会生活上に障害を有していても⁴社会保障サービスを受けることができない場合がある、また社会参加や生活上必要な支援が考慮されない 就労不能を要件とする制度設計：就職活動や就労している場合、障害給付を受給することができず、障害関連費用をまかなうことができないことから、就労意欲や経済的自立を阻害する可能性がある 障害関連費用を考慮しない制度設計：ミーンズテスト(資力調査)にあたって、障害者が日常生活や社会参加に要する追加的費用が考慮されないため、給付の対象から除外される 国民 ID を持たない人を排除した制度設計：複合的な困難や差別を抱えている人々は、出生時に戸籍や住民登録などの公式な記録に登録されていない場合があり、サービス受給資格を得られない 障害別統計データの不備：障害者の人数や支援ニーズが把握されておらず、ニーズに応じた施策形成、必要なサービス整備、十分な予算確保が行われていない
物理的障壁	<ul style="list-style-type: none"> 手続きを行う行政機関へのアクセシビリティの欠如： <ul style="list-style-type: none"> 行政機関までの距離が遠い 行政窓口の施設がバリアフリーでない、障害者用のトイレがない 行政機関へ赴くための費用(交通費、介助者、通訳者)、同行する家族の機会費用がかかる 同行する介助者の不在
情報面の障壁	<ul style="list-style-type: none"> 社会保障サービスに関する情報提供におけるアクセシビリティの欠如： <ul style="list-style-type: none"> 多様な媒体・フォーマットでの情報提供が行われていないため、受給資格のある制度について知らない 複雑で理解しにくい内容

⁴ 国によっては、精神障害や難病などにより社会生活において支援が必要な状況があっても、障害として制度的に認定されず、障害者向けの社会保障サービスの対象とならない場合がある。

障壁	具体例
	<ul style="list-style-type: none"> - 複雑で煩雑な申請手続き：申請方法が分からない、申請手続きの支援提供がない - 申請時の情報保障の未整備：手話通訳者、要約筆記者の不在
態度や意識上の障壁	<ul style="list-style-type: none"> • 窓口の職員による偏見や差別的な態度：否定的・差別的な対応により必要な支援を受けることを諦める、職員の障害に対する無理解による誤った情報提供や手続きの遅延の発生 • 手続き時などにおける合理的配慮の欠如：行政官の無理解により、申請手続きやサービス提供場面において合理的配慮が提供されない（例：紫外線への抵抗力が弱いアルビニズムのある人が長時間、屋外で待たされる）

なお、社会保障分野の協力事業を実施する際には、上記に挙げた障害者の参加を妨げる障壁に十分留意する必要があります。これらの障壁により、障害者が事業やその成果にアクセスできず、排除される可能性があります。具体的には、以下のような事例が挙げられます。

- 事業の設計や計画策定に関する関係者協議における、障害当事者（団体）参画の重要性が認識されていない
- 事業関係者による障害理解の不足により、就労支援プログラム等への参加が困難であると一方的に判断してしまう
- 支援プログラムの対象者選定において、障害関連費用が考慮されず、障害者が対象外とされる
- 事業活動や研修の参加募集案内がアクセシブルフォーマットで提供されていないため、参加を希望し得る障害者に情報が届かない
- 研修やセミナーの会場がアクセシブルでないため、障害者が参加を断念せざるを得ない状況が生じる

このような排除は、障害者の機会を奪うだけでなく、事業の公平性や持続可能性にも影響します。そのため、計画、実施、モニタリング、評価のすべての段階で障害の視点を取り入れることが重要です。

巻末資料 2: 障害主流化の取組事例(社会保障)

(1) IDPoor 質問票への障害項目の追加(カンボジア) [8] [9] [10]

カンボジア政府は、ドイツ国際協力公社(GIZ)の支援のもと、貧困家庭の特定と社会保障サービスの提供を目的として、2007年に「IDPoor(National Identification of Poor Households Program)」を導入した。この制度は、全国規模で貧困層を体系的に把握し、医療、教育、現金給付などの支援を効果的に届けるための基盤となっている。

GIZの働きかけもあり、2022年には、IDPoorの審査手続きおよび選定基準の見直しが行われ、障害に関する情報が新たに評価項目として追加された。これにより、障害児・者を世帯員に含む家庭は、生活上の制約や医療・介護にかかる追加的な支出が考慮され、貧困スコアが相対的に高く算出される仕組みとなっている。さらに、世帯の収入が貧困ラインをわずかに上回っている場合で、世帯員のうち少なくとも1名が中等度または重度の障害を有している場合には、貧困に陥るリスクが高いと判断され、登録される。このような世帯に対しては、必要な時に適切な支援につなげるための仕組みが整備されており、社会的保護の網から漏れないよう配慮されている。

(2) 公共事業における障害者のインクルージョン(マラウイ) [8] [11]

2015年から2017年にかけて、GIZの支援のもと、マラウイにおいて障害者のインクルージョンを目的とした公共事業(Public Works Programme)のパイロット事業が実施された。本事業では、失業者や低所得者に一時的な就労機会を提供する公共事業への障害者の参加拡大が図られた。

実施主体である対象地区の評議会は、マラウイ障害者協議会と連携し、行政職員や地域組織を対象とした障害理解研修を実施した。研修では、障害者は「できない存在」ではなく、地域の発展に貢献できる存在であることが強調された。また、障害当事者およびその家族を対象とした啓発活動も行われ、地域全体の意識向上が図られた。さらに、地域レベルで活動する普及員(extension workers)のガイドラインには、障害インクルージョンに関する内容が組み込まれた。これらの取組により、障害者が公共事業に参加する際には、作業時間の短縮や、身体的状況に応じた代替作業の提供など、柔軟な対応がなされた。結果、パイロット事業実施前には1%未満であった障害者の参加割合は、第3サイクルでは4.4%にまで向上した。

(3) 少女を対象とした社会保護プログラムにおける障害者のインクルージョン (ウガンダ) [2] [12]

「Girls Empowering Girls (GEG)」プログラムは、カンパラ首都庁が、国連児童基金 (UNICEF) およびベルギー政府の支援を受けて 2019 年に開始した、都市部に暮らす思春期の少女を対象とした社会的保護プログラムである。本プログラムは、少女たちが安全に成人へと移行し、自立と社会参加を実現できるよう支援することを目的としており、現金給付、ピア・メンタリング、福祉的支援へのリファールを組み合わせた統合的アプローチを採用している。

障害のある少女も平等に参加できるよう、さまざまな配慮が講じられている。現金給付においては、障害に伴う追加的な費用を考慮し、障害のある参加者に対して上乗せ給付が提供されている。また、障害の証明に必要な医療機関での診断書取得に関しては、プログラム側が予約支援や交通手段の提供を行うことで、手続きの負担軽減を図っている。ピア・メンタリングでは、グループ参加が困難な場合に個別対応を行うほか、手話通訳の提供などの合理的配慮がなされている。さらに、障害のある少女には、一般的な保健・教育・生活支援サービスに加えて、補助器具などの障害特化型サービスへのリファールも行われており、包括的な支援体制が整備されている。

参考文献

1. International Labour Organization, International Disability Alliance, and others. Joint statement: Towards inclusive social protection systems supporting the full and effective participation of persons with disabilities. (オンライン) 2019 年. (引用日: 2025 年 4 月 7 日.) <https://www.social-protection.org/gimi/gess/Media.action?id=16753>.
2. United Nations Children's Fund, International Labour Organization. Towards Inclusive Social Protection Systems Enabling Participation and Inclusion of Persons with Disabilities. (オンライン) 2024 年. (引用日: 2025 年 4 月 7 日.) https://socialprotection.org/system/files/Disability%20inclusive%20SP%20joint%20Guidance_v1.0_.pdf.
3. United Nations Department of Economic and Social Affairs. The Disability and Development Report 2024, "Accelerating the realization of the Sustainable Development Goals by, for and with persons with disabilities. (オンライン) 2024 年. (引用日: 2025 年 3 月 1 日.) <https://social.desa.un.org/publications/un-flagship-report-on-disability-and-development-2024>.
4. 外務省. 障害者の権利に関する条約. (オンライン) https://www.mofa.go.jp/mofaj/fp/hr_ha/page22_000899.html.
5. 国際協力機構 (JICA). JICA グローバル・アジェンダ (課題別事業戦略) 9. 社会保障・障害と開発. (オンライン) https://www.jica.go.jp/activities/issues/social_sec/index.html.
6. International Labour Organization. World Social Protection Report 2024-26: Universal social protection for climate action and a just transition. (オンライン) 2024 年. (引用日: 2025 年 3 月 1 日.) <https://www.ilo.org/publications/flagship-reports/world-social-protection-report-2024-26-universal-social-protection-climate>.
7. World Bank. Creating Disability Inclusive ID Systems. (オンライン) 2020 年. (引用日: 2025 年 3 月 1 日.) <https://documents1.worldbank.org/curated/en/967741605683569399/pdf/Creating-Disability-Inclusive-ID-Systems.pdf>.
8. GIZ. Ensuring social protection for persons with disabilities matters . (オンライン) 2021 年. (引用日: 2025 年 5 月 15 日.) <https://www.giz.de/en/downloads/giz2022-en-social-protection-disabilities.pdf>.
9. ACCESS 2. Enhancing Disability Inclusion, Equity and Rights in Cambodia: a resource for action. (オンライン) 2024 年. (引用日: 2025 年 5 月 15 日.) https://access2cambodia.org/wp-content/uploads/2025/01/ACCESS%20-Enhancing%20DI%20in%20Cambodia_Final_Eng_19Nov2024.pdf.
10. Department of Identification of Poor Household. About. (オンライン) (引用日: 2025 年 5 月 15 日.) <https://idpoor.gov.kh/en/about/>.
11. Rural 21. Leave no one behind – mainstreaming disabilities in national public works programmes. (オンライン) 2017 年 9 月 15 日. (引用日: 2025 年 5 月 15 日.) <https://www.rural21.com/english/a-closer-look-at/detail/article/leave-no-one-behind-mainstreaming-disabilities-in-national-public-works-programmes.html>.
12. United Nations Children's Fund. Families Forward: Impact of GirlsEmpoweringGirls. (オンライン) 2024 年 4 月 15 日. (引用日: 2025 年 5 月 15 日.) <https://www.unicef.org/uganda/stories/families-forward-impact-girlsempoweringgirls>.